

平成25年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成25年9月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年9月9日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成25年9月9日	12時24分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
出席並びに	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
欠席議員	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	7番	後藤信八	8番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	農林環境課長	松雪靖弘		
	総務課長	酒井英良	まちづくり推進課長	天本正弘		
	企画政策課長	木村司	会計管理者	天本政人		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	原博文		
	税務住民課長	鶴田勝美	監査委員	太田博史		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告 提案理由説明
日程第4	第39号議案	町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について
日程第5	第40号議案	基山町子ども・子育て会議条例の制定について
日程第6	第41号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正について
日程第7	第42号議案	基山町税条例の一部改正について
日程第8	第43号議案	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第9	第44号議案	基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正につ いて
日程第10	第45号議案	基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第11	第46号議案	平成25年度基山町一般会計補正予算（第3号）
日程第12	第47号議案	平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第13	第48号議案	平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）
日程第14	第49号議案	平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）
日程第15	第50号議案	平成24年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	第51号議案	平成24年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について
日程第17	第52号議案	平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について
日程第18	第53号議案	平成24年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定につい て
日程第19	報告第5号	平成24年度基山町財政健全化判断比率等の報告について
日程第20	報告第6号	教育委員会事務事業点検及び評価報告について
日程第21		決算特別委員会の設置について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより平成25年第 3 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、後藤信八議員と大山勝代議員を指名
します。

日程第 2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から24日までの
16日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第 3 町政報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年第 3 回定例町議会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御出席を
いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条
例案件が町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について外 6 件、予算案件が平成
25年度基山町一般会計補正予算（第 3 号）外 3 件、決算認定案件が平成24年度基山町一般会
計歳入歳出決算の認定について外 3 件となっております。これらについて御提案申し上げ、
審議いただきたいと考えております。

また、報告案件として、平成24年度基山町財政健全化判断比率等の報告について外1件についてお願いをいたしております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、住宅用地の課税標準の特例措置に係る固定資産税の課税誤りについてでございます。

本件につきましては、第2回定例議会において概要を報告し、処理が完了した段階で関係職員の処分も含め報告するよう申し上げておりました。今回、その後の経過を含め、改めて報告をさせていただきます。

まず、今回の課税誤りの内容ですが、住宅用地については、その税負担の軽減を図る必要があることから、面積に応じて課税標準額の特例措置が適用されますが、この特例措置の適用を誤り、一部の固定資産税について過少課税及び過大課税をしていたものでございます。

4月30日から5月2日にかけて納税者の方を訪問し、経過説明とおわびを申し上げるとともに、還付手続を進め、還付対象となっている納税者58名の方には5月31日及び7月31日に支払いを完了したところでございます。支払総額は、還付金1,218万8,300円、還付加算金36万6,200円となっております。

過少課税をしていた案件については、過年度分の確認を行い、6月3日から改めて納税者の方を訪問し、課税誤りの内容と追加課税額を説明するとともに、納付方法について協議を行いました。追加課税対象者は65名で、追加課税総額は672万9,900円となっております。

また、8月30日付で関係職員の処分を行うとともに、町の責任者である町長、副町長の責任も明らかにするため、私につきましては給料を3カ月間10分の1減給、副町長については給料を1カ月間10分の1減給することとし、今議会に、町長及び副町長の給料の特例に関する条例を提案しているところでございます。

今回の事案を深く反省するとともに教訓として、二度とこのようなことを繰り返さないよう再発防止策を徹底し、町民の皆様の信頼回復に向け、職員と一丸となって取り組んでいく所存でございます。どうか町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、選挙関係についてでございます。

7月21日に執行された第23回参議院議員通常選挙の投票率につきましては、佐賀県選出議員選挙、比例代表選出議員選挙ともに59.94%でした。

期日前投票は7月5日から20日までの16日間役場で行い、投票率は佐賀県選出議員選挙、比例代表選出議員選挙ともに13.00%となっております。

次に、消防団関係についてでございます。

基山町消防団の夏期訓練を8月18日に基山町営球場で行いました。各部対抗による消防操法大会を実施し、ポンプ操法の技術向上を図りました。女性部につきましては、10月17日に実施される第21回全国女性消防操法大会に出場するため、2隊が出場し、軽可搬ポンプ操法の協議を行い、5月から3カ月間の猛練習の成果を遺憾なく発揮し、見事な演技を披露しました。さらに、女性部及び救護班による救急法訓練も実施しました。

次に、第5次基山町総合計画についてでございます。

第5次基山町総合計画につきましては、7月8日に公募型プロポーザルによる業者選定審査を行い、策定支援を行う業者として株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所を決定しました。9月よりアンケート調査を実施するとともに、町民ワークショップを開催し、来年2月には総合計画審議会を開催して、今年度末には基本構想をまとめたいと考えております。

次に、協働のまちづくりについてでございます。

まちづくり基金事業として、今年度新たに4件を認定し、合計9件について助成を行う予定です。今回は自分たちの地域を住みよくしていこうという計画が多く、将来の地域のまちづくり計画につながるものと期待をいたしております。

次に、第26回きのくに祭りについてでございます。

第26回きのくに祭りは、好天に恵まれ多くの人出があり、にぎやかな祭りとなりました。また、昨年から取り入れた提案・実施型のイベントに複数の応募があるなど、新たな手法も普及し始めたようです。

次に、健康増進対策事業についてでございます。

生活習慣病の予防や早期発見のための総合健診については、集団健診を保健センターで5月に7日間、6月に7日間行いました。受診日については受診者の希望をとって日時を指定し、待ち時間を少なくするとともに、特定健診とがん検診を同時に実施することにより、健診業務を効率的に実施することができました。

また、休日健診の実施や基山町母子推進委員の協力のもと、託児の日を設定し、乳幼児の一時預かりを行うなど受診率の向上に努めました。

次に、風しんワクチン予防接種事業についてでございます。

本年度に入り、風しん感染者が全国的に増加しました。妊娠中に風しんに感染した場合、

出生児が先天性風しん症候群になる場合があることから、そのリスクを下げるため、一定の対象者に平成25年7月から平成29年度3月までの間、風しんワクチン予防接種に対し補助することといたしました。

平成25年7月から補助を開始し、7月中の接種者が16人となっています。引き続き、広報活動に努め、当該予防接種を推進してまいります。

次に、放課後児童クラブについてでございます。

放課後児童クラブの運営につきましては、本年度の夏季休業中にひまわり館の定員120名を超える137名の申し込みがありました。そのため、基山小学校のランチルームを借用し、臨時的にひまわり教室Cクラスとして、全ての申込者を受け入れ運営を行いました。

次に、親子で川の生き物調査隊事業についてでございます。

8月に鳥栖市との連携事業の一環として、「親子で川の生き物調査隊～水生生物調査～」を実施しました。この調査は、川底にすむ生き物を調べることによりその川の状態を知るもので、川を守り川をよくしていこうという意識を高めることを目的としています。

今年度は小学3年から6年生の児童とその保護者を対象とし、3日に基山会場で、17日には鳥栖会場で開催しました。基山会場には基山町から6組、鳥栖市から5組、鳥栖会場には鳥栖市から20組の参加があり、川の水質保全について学びました。

次に、家庭用合併浄化槽設置補助事業についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付していますが、6月10日から6月21日まで申請を受け付けましたところ、13人の申し込みがあり、抽せんの結果8人の方に決定しました。家庭用合併浄化槽の設置を促進するため、抽せんに漏れた方につきましても助成ができるよう、国・県に補助金の追加要望を行ってまいります。

次に、町道白坂久保田2号線道路改良意見交換会についてでございます。

けやき台団地各区の意見交換会を7月7日及び7月14日に実施しました。7月7日は15区、16区及び17区で、7月14日は14区で実施し、延べ150名の参加がありました。また、7月17日にはけやき台団地全体の意見交換会を実施し、97名の参加がありました。

さらに、9月1日には全町を対象とした意見交換会を実施し、85名の参加がありました。9月25日にまとめの意見交換会を開催し、町民の皆さんからいただいた御意見を参考にして、道路建設の是非を判断したいと思っております。

次に、請負工事の発注及び出来高状況についてでございます。

道路工事、公園工事、下水道工事の発注状況につきましては、別紙のとおりですのでお目通しをお願いいたします。

次に、全国学力・学習状況調査についてでございます。

全国的な児童生徒の学力・学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題の検証を行い、その改善を図ることを目的として、小学校6年生・中学校3年生を対象にして実施された全国学力・学習状況調査については、県に続いて全国平均等の調査結果が公表されました。

基山町においては、小学校が県並びに全国の平均値を上回ったものの、中学生においては県及び全国の平均を若干下回っていました。特に、中学3年生の数学の知識・活用問題に課題があり、今後一層の指導を行ってまいります。

次に、中体連九州大会及び全国大会についてでございます。

生徒の健全な心身の育成、体力の向上等に資することを目的とした中体連九州大会及び全国大会が8月に開催され、柔道男子団体、男女個人及び陸上女子が出場し、選手たちは日ごろの練習の成果を発揮しました。

次に、図書館関係についてでございます。

新しい図書館等建設検討に関する町民との意見交換会を6月30日と7月28日に開催し、町民の皆さんからさまざまな意見をいただきました。

町では、ことし3月提出された図書館等建設検討委員会の報告書を検証するとともに、意見交換会で町民の皆様からいただいた御意見を参考に検討を進め、中央公園内に新しい図書館を建設することと決定をいたしました。建設については、今後も町民の皆さんの御意見をお聞きしながら進めてまいります。

次に、基山町立小中学校合同創作劇についてでございます。

昨年に続いて、基山町の貴重な文化遺産を誇りに思い、語り継げる子供たちを育てるため、小中学校の生徒たちによる基肄城築造にまつわる創作劇に取り組むことにいたしました。実施に当たっては、「基山の歴史と文化を語り継ぐ会」など多くの町民の方々に協力を得て、5月から準備を進めており、現在、12月のふれあいフェスタでの披露に向けて、約70人の生徒たちが練習に励んでおります。

最後に、寄附金の報告についてでございます。

基山町大字宮浦437番地イ 坂口小榮子様より、8月6日に3万円、基山町育英資金貸付

基金へ寄附がありましたので受領をいたしました。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～18 第39号議案～第53号議案、報告第5号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．第39号議案から日程第18．第53号議案まで、及び日程第19．報告第5号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成25年第3回定例議会に付議いたします議案について、順次提案理由を御説明いたします。

まず、第39号議案 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定についてでございます。

住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用誤りによる固定資産税の課税誤りについては、町民の皆様にも多大な御迷惑をおかけいたしました。昨年の固定資産税の課税誤りがありながら、再びこのような事態を引き起こしたことを、町の責任者として大変重く受けとめており、責任を感じているところでございます。

町の責任者としてその責任を明らかにするため、私の給料を3カ月間10分の1減給し、また、副町長の給料を1カ月間10分の1減給することといたしました。これに伴い、町長及び副町長の給料の特例に関する条例を制定するものでございます。

次に、第40号議案 基山町子ども・子育て会議条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定を踏まえ、同法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する子供に関する施策のうち、町長が必要と認める事項について調査審議する機関として、子ども・子育て会議を設置するため、基山町子ども・子育て会議条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

子ども・子育て会議の設置及び住生活総合調査の実施に伴い、子ども・子育て会議委員及び住生活総合調査員に対する報酬及び費用弁償の規定を整備するため、基山町非常勤特別職

の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第42号議案 基山町税条例の一部改正についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、公的年金に係る個人住民税の特別徴収の規定及び延滞金の率が改定されるとともに、特定公社債の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたことや、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が上場株式分と一般株式分に改組されたことなどに伴い、基山町税条例においても所要の規定の整備を行うため、基山町税条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第43号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、特定公社債の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされるとともに、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が上場株式分と一般株式分に改組されたことに伴い、国民健康保険税における所得割の算定における特例についても所要の規定の整備を行うため、基山町国民健康保険条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第44号議案 国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、延滞金の割合が引き下げられることに鑑み、基山町国民健康保険高額療養費資金貸付においても地方税法に準じて延滞金の割合の改定を行うため、基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第45号議案 基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、延滞金の割合が引き下げられることに鑑み、基山町後期高齢者医療保険料においても地方税法に準じて延滞金の割合の改定を行うため、基山町後期高齢者医療に関する条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第46号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回、補正予算として3億6,864万3,000円の増額をお願いしており、これを現計予算と合わせますと一般会計予算総額は、歳入歳出とも57億8,997万8,000円になります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、基山駅前自転車駐輪場増設事業についてでございます。

通勤通学者で混雑する基山駅前における二輪車利用者と歩行者の接触事故の防止など交通安全対策のため、基山駅前の南側緊急車両駐車場付近に駐輪場を増設することとし、今回設計業務委託料をお願いしております。補正額は300万円です。

次に、役場別館改修関連費についてでございます。

役場別館は地域福祉の拠点として、また多世代の交流の促進のために改修を行いますが、施設の愛称募集や、そこで使用いたします消耗品や備品等を今回お願いをいたしております。補正額は929万2,000円でございます。

次に、保育所緊急整備事業補助金についてでございます。

これはたんぽぽ保育園の老朽化に伴う増改築事業に対して補助を行うものです。核家族化や家庭・児童を取り巻く環境の変化等により年々高まっている保育ニーズに対応するとともに、保育サービスを充実させるため町としても支援が必要と判断し、今回補助を行うことといたしました。補助額は1億7,036万8,000円でございます。

次に、青年就農給付金についてでございます。

青年就農給付金（経営開始型）は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的として、安定した収入が見込めない就農初期段階における経営を支援するために給付するものです。今回、1名の方が要件を満たしたことから給付することに決定しました。補正額は150万円です。

次に、商業活性化事業臨時対策補助金についてでございます。

本年12月に新たな大型ショッピングセンターが小郡市に出店する等、地元購買力の町外流出の増加が懸念される中、基山町商工会と基山シール会が中心となって実施する大売り出し、プレミアム商品券の発行等、地元購買力の町外流出を抑制するための取り組みに対して補助を行うものでございます。補助額は100万円です。

次に、開田・小林線道路改良事業についてでございます。

開田・小林線道路改良工事につきましては、基山町まちづくり基本条例に基づく町民提案

があり、拡張部分の用地については地権者から寄附の申し出がありましたので、改良工事に着手することとし、今回設計費と工事費をお願いしております。補正額は4,356万円です。

次に、図書館等建設事業についてでございます。

図書館等の建設につきましては、平成24年度に図書館等建設検討委員会において議論していただき、本年3月に報告書を提出していただきました。また、6月30日及び7月28日には、町民の皆さんとの意見交換会を実施し、さまざまな御意見をいただきました。町では検討委員会の報告書を検証するとともに、町民の皆様からいただいた御意見を参考にして検討を行い、中央公園に新しい図書館を建設することと決定をいたしました。今回補正では基本設計費等についてお願いをしております。補正額は2,154万7,000円です。

なお、図書館等建設事業（基本設計・実施設計）については、25年度から26年度までの2年契約を締結する必要があるため、今回継続費の設定をお願いしております。

以上、概要について申し上げましたが、内容については担当課長より補足説明いたします。

次に、第47号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回、補正予算として9,661万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも22億9,931万8,000円になります。なお、補正予算の内容は一般被保険者療養給付費負担金や過年度療養給付費等負担金及び交付金の増額でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第48号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回、補正予算として886万円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも1億9,859万6,000円になります。なお、補正予算の内容は保険料等納付金の増額等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第49号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回、補正予算として117万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも3億5,178万3,000円になります。なお、補正予算の内容

は修繕料の増額等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第50号議案から第53号議案までは、平成24年度各会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成24年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計、基山町下水道特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。別冊に、平成24年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計に係る主要な施策の成果の説明書を差し上げております。その中から概要をかいつまんで申し上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、一般会計でございます。

決算の概要としましては、平成24年度の予算執行に当たっては、厳しい財政状況の中、行政改革大綱の推進を図るとともに、行政運営上の諸課題に対する問題意識とコスト意識をさらに高め、事業の見直しを図り、必要性、優先順位、費用対効果等を考慮し、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に努め、節度ある財政運営を基本に行いました。

しかしながら、本町の人口減にも歯どめがかからず、少子高齢化への進行及び生産年齢人口の減少が続いております。また、自主財源の根幹となる町税収入は増収となっておりますが、財政需要に対応できるような財源の確保の必要性や社会保障費の増大等により、財政運営は引き続き厳しい状況となっております。

決算規模でございますけれども、歳入総額55億4,704万8,000円、歳出総額53億8,778万3,000円で、前年度決算額に比べれば歳入は2.5%、歳出は3.0%の減となっております。これを前年度決算の対前年度伸び率、歳入が3.4%減、歳出が2.8%減と比較すると、歳入で0.9ポイント増加し、歳出で0.2ポイント減少しています。これは歳入では、子ども手当負担金、まちづくり交付金、地方交付税、財産収入等の減によるものです。また、歳出では、基金積立金や衛生費等の減によるものです。

それから、決算収支の状況でございますけれども、形式収支額、いわゆる歳入歳出差し引額は1億5,926万5,000円の黒字で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源は1,086万円で、実質収支額は1億4,840万5,000円となっております。

また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は1,265万4,000円となっておりますが、実質単年度収支額は1億5,207万3,000円となっております。

それから、収入の状況ということでございますけれども、平成24年度一般会計歳入決算額は55億4,704万8,000円で、平成23年度決算額に比べて1億4,297万1,000円の減になっています。

前年度と比較して増収の主なものは、繰入金8,614万7,000円、町税8,589万3,000円増、それから、繰入金も増でございます。それから、県支出金3,429万1,000円増となっています。

しかし、主な減収として、国庫支出金の8,638万9,000円減、地方交付税6,905万8,000円減、財産収入6,806万3,000円減、繰越金が4,498万4,000円減、町債が4,470万8,000円減となっております。

歳入の主だったものでございますが、町税でございます。

町税の決算額は24億77万3,000円で、前年度に比べて8,589万3,000円の増となっております。増収の主なものは、個人町民税3,202万円増、4.0%の増です。法人町民税5,960万8,000円増、39.1%増。町民税全体で9,162万8,000円増、9.7%増となっております。固定資産税は0.5%の減で、軽自動車税は1.0%の増となっています。

町税の歳入全体に占める割合は43.3%で、町税の各税目別の決算は表のとおりでございます。

お目通しをお願いいたします。

それから、主だったものとしましては地方交付税でございますけれども、決算額は11億3,113万7,000円で、前年度に比べて6,905万8,000円の減となっております。

それから、国庫支出金でございますが、決算額が4億2,337万1,000円で、前年度に比べての8,638万9,000円の減となっています。主な理由は、子ども手当負担金、まちづくり交付金等の減によるものでございます。

それから、県支出金でございますが、決算額は3億5,901万1,000円で、前年度に比べて3,429万1,000円の増となっております。主な理由は、障害者自立支援給付費負担金、住宅リフォーム緊急助成事業補助金等の増によるものでございます。

それから、町債でございますけれども、決算額は3億9,822万5,000円で、前年度に比べて4,470万8,000円の減となっています。主な理由は、まちづくり交付金事業の皆減によるものでございます。

次に、歳出の状況でございますが、平成24年度一般会計歳出決算額は53億8,778万3,000円で、前年度に比べて1億6,648万5,000円の減となっております。

主な増減のうち、増加したものが公債費1億2,347万7,000円、災害復旧費1,465万5,000円、教育費1,025万6,000円と、減少したものが総務費2億3,894万4,000円、衛生費3,361万7,000円などとなっております。

公債費の増の原因は繰上償還によるものでございます。総務費の減の主な要因は基金積立金の減によるものです。

それから、主な施策の執行状況、事業の説明を若干申し上げますと、鳥栖・三養基地域ビジョンでございまして、鳥栖・三養基地域、いわゆる鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町における現在の各自治体の現状、そしてこの地域の将来像、連携事業の検討、実施方針などを議論し、この地域のきずなを深めていくことを目的として地域ビジョンの策定をいたしました。

それから、行政評価でございます。

行政評価につきましては、事務事業評価を行い、全事業731事業のうち45事業、関係2事業以上について評価を実施いたしました。その結果、改善を指示された事業が15事業ありました。

次に、公共交通政策についてでございます。

平成23年度の循環バス検討委員会による提案に沿って、まず平成24年度から朝8時台の便をふやしました。さらに、今後の循環バスの運営方法や利用促進等を検討し町内公共交通機関との連携等を協議する、基山町地域公共交通会議並びに基山町地域公共交通活性化協議会を平成25年3月末に立ち上げました。

それから、還付加算金についてでございます。

木造併用住宅に係る固定資産税の課税誤りが発生したため、平成15年度から平成23年度までの還付金712万4,000円、還付加算金145万3,000円の還付を行いました。

それから、福祉でございます。

社会福祉について、あるいは障害者福祉あるいは高齢者福祉、それから介護保険事業、後期高齢者医療、要援護者支援についても、その福祉事業として取り組んでまいったということでございます。

次に、放課後児童クラブについてです。

放課後児童クラブは、学校から帰宅時に保護者が不在の児童へ適切な生活や遊びの場を提供し、その健全な育成を目的に行うもので、平成24年度はひまわり教室とコスモス教室を合わせて月平均157名の児童を保育いたしております。

それから、子ども手当でございますけれども、児童手当法の一部を改正する法律が平成24年4月より施行され、名称が子ども手当から児童手当に改正されましたが、法令の改正が年度開始直前であったため予算名称は子ども手当のまま支給を行いました。また、所得制限による特例給付を6月分から導入し、10月支払い分より実施をいたしました。

ちなみに支給額は3歳未満が月額1万5,000円、3歳から小学校修了前までが月額1万円、第3子以降は1万5,000円、中学生が月額1万円、特例給付が5,000円となり、平成24年度は受給対象児童が延べ2万4,691人に、手当額として2億7,466万5,000円を支給をいたしました。

それから、保健増進につきましても各種予防事業とか健康相談とかというようなことをいたしております。

それから、乳幼児医療でございますけれども、平成24年度から名称を「乳幼児等医療費助成制度」から「子どもの医療費助成制度」と改め、支給方法も小学校就学前までの乳幼児に医療費受給資格証を交付し現物支給を行いました。

それから、労務費は勤労者福祉厚生資金貸付等あるいは農林水産におきましても中山間地域等直接支払い等、それから、商工費につきましても国のセーフティーネット事業の利用とか中小企業小口資金利用等も行ってまいったところでございます。

それから、道路改良工事についてでございますが、町道城戸1号線の道路改良工事延長258メートルを施工いたしました。また、本桜・城の上線の用地買収及び移転補償を行い、一部工事に着手をいたしました。

それから、公園につきましても、総合公園事業でため池西側の水辺広場の擁壁工事及び芝張り工事を行い、事業の進捗を図っております。

それから、教育費でございますけれども、小学校費あるいは中学校費あるいはまた社会教育についても施策を行ってきたところでございます。

それから、文化財保護でございますが、特別史跡基肄城跡保存整備計画に基づき、平成22年度から具体的な中央構造の保存修理事業として水門・石垣保存修理工事に着工しており、引き続き専門家による委員会で見解を伺いながら事業推進を行っております。

それから、歴史民俗資料館でございますが、平成24年度は図書館等建設検討委員会を設置し、図書館等の今後の基本的な方向性に関する調査検討を行っていただき、教育委員会に報告書を提出していただきました。歴史民俗資料館については展示物の写真紹介などホームページの内容の充実を図っております。

それから、災害復旧でございますが、24年度は農地農業用施設あるいは林道災害等がございまして、その復旧に努めたところでございます。

最後に公債費でございますが、繰上償還について民間金融機関から借り入れしているものの中から2つの起債の繰上償還を行っております。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

医療制度改革により平成20年4月から75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行しました。これまで医療分から老人保健拠出金を出していたのにかえて、後期高齢者支援金分として区別することで、後期高齢者の医療についての国保負担分が明確になりました。これに伴い、平成20年度に国民健康保険税を改正いたしました。

一方、退職者医療制度の廃止によって、65歳以上の退職被保険者等は前期高齢者として一般保険者になりました。ただし、経過措置として65歳未満の退職被保険者制度の対象者は平成26年度までは新規に適用されます。また、平成20年度より糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するための特別健康診査及び特別保健指導の実施が保険者に義務づけられました。

そこで、24年度の決算を見てみると、全体では1億421万2,000円の黒字となっております。前年度繰越金や基金積立金を勘案した実質単年度収支は2,210万2,000円の黒字になっております。

それから、後期高齢者医療特別会計でございますけれども、歳入の主なものは保険料と一般会計からの繰入金で、繰入金の内訳は保険料軽減補填分の保険基盤安定負担金、広域連合の事務費等となっております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で、その内訳は保険料や保険基盤安定負担金の保険料等納付金と広域連合の事務費納付金が主なものです。

被保険者は平成25年3月末日現在で65歳以上74歳未満が24人、75歳以上が1,888人の合計1,912人です。また、平成24年度の保険料収納率は調定額が1億4,646万9,160円、収納額が1億4,509万200円、還付未済額が25万4,300円で98.89%になっておるところでございます。

最後に、下水道特別会計でございますが、平成24年度決算額は、歳入総額3億8,796万6,000円、歳出総額は3億7,564万5,000円で差し引き額は1,232万1,000円の黒字で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源は100万円で実質収支額は1,132万1,000円となっています。また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額はマイナス223万2,000円となっておりますのでございます。

以上、かいつまんで申し上げましたが、以上が決算報告でございます。決算の詳細につきましては会計管理者より細く説明を申し上げます。

次に、報告第5号 平成24年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに公表することになっており、今回報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査については、8月8日に基山町監査委員に依頼し、8月27日に平成24年度財政健全化審査意見書を提出していただきました。今回、その写しを付して報告させていただいております。

内容につきましては、健全化判断比率については、基山町は実質赤字比率、赤字なし。それから、連結実質赤字比率、これも赤字なし。実質公債費比率は15.4%、将来負担比率は20.2%となっております。また、資金不足比率については、基山町は資金不足額はございません。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

会議途中ですけれども、10時40分まで休憩いたします。

～午前10時28分 休憩～

～午前10時40分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の補足説明を行います。

第40号議案の補足説明を求めます。内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

それでは、第40号議案 基山町子ども・子育て会議条例の制定について補足説明をさせて

いただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

今回の条例の制定につきましては、子供や子供を養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現のために制定されました、子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関として、基山町子ども・子育て会議を設置するため御提案させていただいております。

まず第1条の設置についてでございます。基山町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する合議制の機関として設置することとしております。

続きまして、第2条は所掌事務についてでございます。具体的には、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定や、子ども・子育てに関する各種施策について町長の諮問に応じて調査審議を行うこととしております。

第3条は組織及び任期について定めており、委員は13人以内で組織するとし、第2項で委員の構成について規定いたしております。第1号で学識経験を有する者、第2号で子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、第3号で公募による子供の保護者、第4号で事業主及び労働者、第5号でその他町長が適当と認める者としております。また、委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとしております。

第4条では会長及び副会長、4ページをお願いいたします。第5条では会議、第6条では会議録について規定をいたしております。

第7条は答申についてでございます。会長は、子ども・子育て会議が町長の諮問事項を決議したときは、速やかに答申しなければならないといたしております。

第8条は報酬等についてでございます。委員の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによることとし、本議会の第41号議案で条例の一部改正をお願いしているところでございます。

第9条については、庶務についてこども課において処理することとしております。

第10条では委任について定めております。

今回の条例制定における条例の施行は公布の日からということをお願いしております。

条例制定については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第41号議案の補足説明を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

それでは、第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書5ページをごらんください。

今回の条例の一部改正につきましては、先ほど町長も提案理由の中で述べましたとおり、子ども・子育て支援法の制定を踏まえまして、同法に掲げる事務を処理するとともに、町長が必要と認める事項について調査審議する機関として子ども・子育て会議を設置し、その会議の委員を委嘱します。

また、住生活基本法に基づく施策を推進する上で必要な基礎資料を得るための調査である住生活総合調査を、県より町が受諾して行う際に調査員を委嘱するため、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償を支給するため、条例を一部改正する必要があります。

では、条例の改正分について御説明いたします。

今回、御提案しております条例は、別表2に子ども・子育て会議委員及び住生活総合調査員を追加するものです。

子ども・子育て会議につきましては、報酬日額を5,700円、費用弁償・旅費を行政職給料表6級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額に、住生活総合調査員につきましては、報酬を予算の範囲内、費用弁償・旅費を行政職給料表6級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額としております。

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については以上でございます。よろしく御審議賜りますよう説明申し上げて、補足説明を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第42号議案の補足説明を求めます。鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

それでは、第42号議案 基山町税条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

議案書7ページをごらんください。

今回の条例改正については、経済再生に対応した税制の構築を図るため、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月及び他の3法律と2省令がそれぞれ

公布されましたことによりまして、基山町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正事項は全部で23点ありますが、お手元の議案 平成25年第3回基山町議会定例会資料（議案補正分）の2ページをごらんいただきたいと思います。この2ページの新旧対照表に基づきながら説明をさせていただきます。

まず、第17条でございますが、第2章の第8条「当該処分の理由を示さなければならない」と第3章の第14条「当該不利益処分の理由を示さなければならない」と……

○議長（鳥飼勝美君）

ちょっと。資料、わかりますか。新旧対照表です。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

よろしいでしょうか。

「当該不利益処分の理由を示さなければならない」を除く改正でございます。平成26年1月1日からの施行でございます。

第34条の7でございますが、個人の町民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、復興特別所得税100分の2.1分に対応する率を減ずる調整が行われる改正でございます。平成26年1月1日からの施行でございます。

第36条の2でございますが、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の個人住民税の申告書の提出を不要とするものの改正でございます。平成26年1月1日からの施行でございます。

3ページをお願いいたします。

第47条の2でございますが、特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に町の区域外に転出した場合においても、当該年度中の特別徴収を継続することの改正でございます。平成28年10月1日からの施行でございます。

4ページをお願いいたします。

第47条の5でございますが、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額を前年度の年税額の2分の1で徴収し、本特別徴収税額が年税額から仮特別徴収税額を引いた額で徴収する改正でございます。平成28年10月1日からの施行でございます。

第54条と5ページの第128条は、森林総合研究所が継承していた旧緑資源機構関係事業の廃止に伴い、条文整理を行う改正でございます。公布の日からの施行でございます。

6 ページをお願いいたします。これからは附則の改正の説明をさせていただきます。

第3条の2でございますが、延滞金の割合を、各年の特例基準割合年7.3%に満たない場合には、その年中においては本則が年14.6%の割合の延滞金は当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合となります。また、本則が年7.3%の割合の延滞金は、当該特例基準割合に年1.0%を加算した割合とする改正でございます。なお、特例基準割合とは各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1.0%を加算した割合を言います。平成26年1月1日からの施行でございます。

7 ページをお願いします。

第4条でございますが、先ほどの第3条の2の改正による改正でございます。平成26年1月1日からの施行でございます。

8 ページをお願いいたします。

第4条の2でございますが、租税特別措置法第40条第1項を追加して規定する改正でございます。平成26年1月1日からの施行でございます。

第7条の3の2でございますが、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する期間を平成29年末まで4年間延長するとともに、平成26年4月以降の控除限度額を拡充する改正でございます。平成27年1月1日からの施行でございます。

第7条の4でございますが、規定の新設にあわせて引用条項を追加する改正でございます。平成26年1月1日からの施行及び附則第19条の2第1項を加える部分は平成29年1月1日からの施行でございます。

9 ページをお願いします。

第10条の2でございますが、公共下水道を使用する者が基山町公共下水道条例第12条に基づき設置した除外施設に対して工事の特例措置の改正でございます。公布の日からの施行でございます。

第10条の3でございますが、地方税法の改正にあわせて繰り下げたものでございます。公布の日からの施行でございます。

第16条の3でございますが、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備でございます。なお、国民健康保険税の税条例改正にも関係するものでございます。29年1月1日からの施行でございます。

11ページをお願いいたします

第17条の2でございますが、租税特別措置法第37条の9の2、第37条の9の3の廃止による文言の整理の改正でございます。平成26年1月1日からの施行でございます。

第19条でございますが、株式等に係る譲渡所得の分離課税を、上場株式等に係る譲渡所得と一般株式等に係る譲渡所得がそれぞれの分離課税制度と改正されたことによる所要の規定の整備の改正でございます。なお、国民健康保険税の税条例改正にも関係するものでございます。平成29年1月1日からの施行でございます。

12ページをお願いいたします。

第19条の2でございますが、上場株式等に係る譲渡所得の分離課税を新設したことに伴う規定の新設でございます。これについても国民健康保険税の税条例改正にも関係するものでございます。平成29年1月1日からの施行でございます。

14ページをお願いいたします。

改正前の第19条の3、15ページの第19条の4、第19条の5、第19条の6、18ページの第20条は、改正に伴い規定の削除でございます。

20ページをお願いいたします。

第20条でございますが、地方税法の改正にあわせて規定を繰り上げたものでございます。平成29年1月1日からの施行でございます。

21ページをお願いいたします。

改正前の第20条の3は、改正に伴う規定の削除でございます。

22ページをお願いいたします。

第20条の2でございますが、地方税法の改正にあわせて規定を繰り上げたものでございます。平成29年1月1日からの施行でございます。

24ページをお願いいたします。

改正前の第20条の5は改正に伴う規定の削除でございます。

25ページをお願いいたします。

第22条の2でございますが、特例の対象者の拡大がされ、納税義務者とされた者が同居した相続人も対象にする改正でございます。平成26年1月1日からの施行でございます。

27ページをお願いいたします。

第23条でございますが、被災地特例で認められている再建住宅分の住宅ローンも含めて適

用期限を平成29年末まで4年間延長するとともに、平成26年4月以降の控除限度額を拡充する改正でございます。平成27年1月1日からの施行でございます。

28ページをお願いいたします。

第24条でございますが、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の成立に伴い、同法第2条第2項で、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、均等割の標準税率は個人の均等割の標準税率3,000円の規定にかかわらず規定する額3,000円に500円を加算する額とする特例が定められましたので、今回均等割額を500円引き上げる規定の新設でございます。なお、引き上げた均等割については町が計画する防災のための施策に要する費用の財源として確保するものでございます。公布の日からの施行でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。どうかよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第43号議案の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、第43号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の15ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、町長の提案理由にもございましたように、国民健康保険税における所得割の算定に適用する所得の捉え方の特例について改正するものでございます。第42号議案 基山町税条例の一部改正に準じて改正を行わせていただいておりますので、第42号議案と同様の説明となります。

議案資料の29ページをお願いいたします。

それでは、新旧対照表によって説明をさせていただきます。

まず、附則第5項につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、「配当所得」を「配当所得等」に改めるものでございます。

次に、30ページをお願いします。

第8項、第9項につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式に係る

譲渡所得などと上場株式に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備でございます。

また、その他の項につきましては、時限に伴う削除並びに改正に伴う項の整理でございます。

なお、施行日は平成29年1月1日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第44号議案の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、第44号議案 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

今回の条例の改正につきましては、地方税法の改正で延滞金割合の特例が改正されたことに伴い、均衡を図るために改正するものでございます。

それでは、資料の35ページをお願いいたします。新旧対照表によって説明させていただきます。

附則第2条の延滞金割合の特例の改正でございます。改正前の特例基準割合括弧書きは、公定歩合に4%を加えた割合となります。改正後の特例基準割合括弧書きの部分は、国内銀行の貸出約定平均金利に1%を加えた割合となります。

その割合を現行で算定いたしますと、改正前は、0.3%プラス4%の4.3%で延滞金計算を行ってまいりました。改正後は、1%プラス1%の2%となりますが、この特例基準割合2%に1%を加えた3%で延滞金の計算を行うこととなります。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第45号議案の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、第45号議案 基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。

今回の条例の改正につきましては、地方税法の改正で延滞金割合の特例が改正されたことに伴い、その均衡を図るために改正を行うものでございます。

資料の35ページをお願いいたします。

それでは、新旧対照表によって説明をさせていただきます。（「36ページ」と呼ぶ者あり）

36ページをお願いいたします。

附則第3条の延滞金の割合などの特例の改正でございますが、現行では、納期限後1カ月経過後3カ月までは特例を適用し、公定歩合プラス4%で4.3%となっております。改正後の特例では、貸出約定平均金利プラス1%を特例基準割合とし、その特例基準割合に1%を加算した、現行では3%を適用することになります。

また、改正前は、納期限後3カ月以降は本則の14.6%を適用しておりましたが、改正後は、特例を適用し、特例基準割合に7.3%を加えた、現行では9.3%を適用することとなります。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第46号議案の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、第46号議案 平成25年度一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の21ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに3億6,864万3,000円の追加をお願いし、総額を57億8,997万8,000円とするものでございます。

議案書の22ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に9款の地方交付税を2億5,755万7,000円、14款の県支出金を1億1,840万3,000円、18款の繰越金を1億3,340万5,000円増額し、17款の繰入金のうち基金繰入金を2億1,892万7,000円減額し、財源調整を図らせていただいております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2款. 総務費8,623万9,000円、3款. 民生費1億9,145万6,000円、8款. 土木費6,133万6,000円、10款. 教育費2,314万2,000円などを増額し、予

備費を56万9,000円増額して財源調整を図らせていただいております。

26ページをお願いいたします。

第2表の継続費でございます。

図書館等建設事業として平成25年度と平成26年度の2年間の継続費の設定をお願いいたしております。この継続費に係る事業の中身としましては、図書館等建設事業のうちの基本設計、実施設計等に係るものでございます。年割額としまして平成25年度に2,154万7,000円、平成26年度に2,741万8,000円、総額で4,896万5,000円をお願いいたしております。

27ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正でございます。

公園整備事業債として1,800万円から2,200万円へ400万円の増額を、臨時財政対策債として3億1,908万1,000円から3億3,759万1,000円へ1,851万円の増額をお願いいたしております。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

基山町一般会計補正予算（第3号）事項別明細書3ページをお願いいたします。

1款の町税でございます。3ページから5ページまでの町民税、固定資産税、軽自動車税の現年度分につきましては、徴収率を97%から98%へ引き上げ算定をしておりますが、それぞれ調定額等の増減によりまして、町民税の個人が949万7,000円の減額、法人に3,415万1,000円の増額、固定資産税に94万7,000円の増額、軽自動車税に241万9,000円の増額をお願いいたしております。

滞納繰越分につきましては、徴収率は当初と変更はありませんが、滞納繰越分の繰越額の見込みの減によりましてそれぞれ減額をお願いいたしております。

6ページをお願いいたします。

4項. 町たばこ税でございます。本数見込みの増によりまして紙巻きたばこ等に707万8,000円、旧3級品紙巻きたばこに77万8,000円の増額をお願いいたしております。

7ページをお願いいたします。

8款1項1目1節. 地方特例交付金でございます。交付決定によりまして、165万2,000円の増額をお願いいたしております。

8ページをお願いいたします。

9款1項1目1節. 地方交付税でございます。額の確定によりまして普通交付税に2億5,

755万7,000円の増額をお願いいたしております。これによりまして、普通交付税の総額が9億6,572万3,000円となります。

9ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金、1節. 社会福祉費負担金でございます。障害者自立支援給付費負担金に63万円の増額をお願いいたしております。これは障害者福祉サービス計画の増によるものでございます。補助率2分の1でございます。

また、新しくその下に障害者自立支援給付費負担金過年度分として155万9,000円をお願いいたしております。これは24年度分の精算分でございます。

次に、障害者通所給付費負担金として63万円の増額をお願いいたしております。これは障害児通所サービス計画の増によるものでございます。補助率2分の1でございます。

10ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金でございます。1節. 社会福祉費補助金に、地域生活支援事業費等補助金として97万6,000円の増額をお願いいたしております。これは障害者日常生活用具給付費の事業費の増によるものでございます。補助率2分の1でございます。

3目. 土木費国庫補助金でございます。2節. 都市計画費補助金に公園事業補助金として50万円の増額をお願いいたしております。これは都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の増額及び都市公園長寿命化計画策定事業の減額によるものでございます。相殺して50万円の増額をお願いいたしております。補助率は2分の1でございます。

11ページをお願いいたします。

3項. 委託金、2目. 教育費委託金でございます。3節. 社会教育費委託金に社会教育活性化支援プログラム委託金として、新しく186万8,000円をお願いいたしております。これは社会教育行政の中核施設、今回お願いしておりますのは図書館でございますけれども、その中核施設において地域の課題を解決するために行う先進的な取り組みを支援する事業でございます。補助率100%でございます。

12ページをお願いいたします。

14款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金でございます。2節. 社会福祉費負担金に障害者自立支援給付費負担金として31万5,000円、障害者自立支援給付費負担金過年度分として77万9,000円、障害児通所給付費負担金として31万5,000円をお願いしており

ます。これは先ほど説明を申し上げた国庫金に対する県費の分でございます。補助率はそれぞれ4分の1でございます。

13ページをお願いいたします。

2項. 県補助金、2目. 民生費補助金でございます。2節. 児童福祉費補助金に安心子ども基金事業として1億1,357万8,000円の増額をお願いいたしております。これはたんぼぼ保育園改築事業に伴う保育所等緊急整備事業補助金でございます。本事業の事業主体はたんぼぼ保育園で、補助対象事業費の4分の1の町費を上乗せして支出をし、全体的な補助率としましては4分の3となっております。

4目. 農林水産業費県補助金でございます。1節. 農業費補助金に青年就農給付金事業費補助金として新しく150万円をお願いいたしております。これは就農初期段階の青年就農者に対しまして、経営開始型の就農給付金を給付する事業でございます。補助率100%でございます。

14ページをお願いいたします。

3項. 委託金、7目. 土木費委託金でございます。1節. 住宅費委託金に住生活総合調査委託金として新しく16万5,000円をお願いいたしております。これは5年ごとに実施をされる調査で136件分の調査対象となっております。

15ページをお願いいたします。

15款2項. 財産収入、1目. 不動産売払収入でございます。1節. 土地売払収入に普通財産売払収入として59万9,000円をお願いいたします。3件分でございます。

16ページをお願いいたします。

16款1項. 寄附金、1目. 教育費寄附金でございます。4節. 育英資金寄附金として3万円の追加をお願いいたしております。

17ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、3目. 公共施設整備基金繰入金でございます。1節. 公共施設整備基金繰入金に2億1,700万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

10目. ふるさと応援寄附基金繰入金でございます。1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に192万7,000円の減額をお願いいたしております。これは当初予算でふるさと応援寄附基金を財源として購入をお願いしておりました基山小学校のグランドピアノが寄附でいただけるこ

とになりましたので、その財源としてお願いしておりましたふるさと応援寄附基金繰入金の減額をお願いしているものでございます。

18ページをお願いいたします。

17款．繰入金、2項．特別会計繰入金でございます。2目．後期高齢者医療特別会計繰入金に4万5,000円、4目．国民健康保険特別会計繰入金に19万3,000円の追加をお願いいたしております。これは24年度の一般会計からのそれぞれの特別会計への繰り出し金の精算返納分でございます。

19ページをお願いいたします。

18款．繰越金でございます。今回、24年度の余剰金として1億3,340万5,000円の追加をお願いし、総額が1億4,840万5,000円となっております。

20ページをお願いいたします。

19款．諸収入、5項3目2節．雑入でございます。3段目及び4段目の鳥栖地区広域市町村圏組合負担金過年度返還金は、24年度負担金の精算返納金でございます。

21ページをお願いいたします。

20款1項．町債、1目．土木債でございます。2節．公園事業債に公園整備事業として400万円の増額をお願いいたしております。これは都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の増によるものでございます。地方負担額に対する充当率は90%でございます。

4目1節．臨時財政対策債でございます。額の確定によりまして1,851万円の追加をお願いいたしております。普通交付税の確定に伴い算定されたものでございます。

続きまして、歳出でございます。

22ページをお願いいたします。

2款．総務費、1項1目．一般管理費でございます。2節．給料に町長、副町長として22万6,000円、6万1,000円の減額をお願いいたしております。これは冒頭町長が説明をされましたとおりでございます。

2目．文書管理費でございます。1節．報酬に情報公開審査会委員報酬として2万9,000円の追加をお願いいたしております。審査会の開会回数の増によるものでございます。

5目．財産管理費でございます。13節．委託料に基山駅前自転車駐輪場増設設計業務委託料として新しく300万円をお願いいたしております。これは駅前に二輪車の駐輪スペースを100台程度確保するためのJRとの協議資料作成のためのものでございます。

6目. 企画費でございます。1節. 報酬に総合計画審議会委員報酬として新しく20万6,000円をお願いいたしております。委員会2回分でございます。

次に、12節. 役務費に役場別館施設イントラネット接続手数料として新しく10万円をお願いいたしております。これは役場別館の使用受付業務のため、庁舎とのイントラネットの接続を行うための費用でございます。

同じく19節. 負担金補助及び交付金に食品衛生責任者実務講習会負担金として新しく6,000円をお願いいたしております。これはふれあいフェスタにかかるためのものでございます。

23ページをお願いいたします。

8目. 財政調整基金費でございます。25節. 積立金に財政調整基金積立金として7,500万円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、地方財政法第7条によりまして、決算の余剰金の2分の1以上を積み立てるということになっておりまして、歳入のところで説明を申し上げましたとおり、繰越金の合計額が1億4,840万5,000円となりましたので、2分の1を算定をしますと7,420万円ほどになりますので、7,500万円の積み立てをお願いいたしております。

24ページをお願いいたします。

2項. 徴税费、2目. 賦課徴収費でございます。23節. 償還金利子及び割引料に還付金として450万円の追加をお願いいたしております。今後の支出見込みによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

5項. 統計調査費、2目. 指定統計費でございます。1節. 報酬に住生活総合調査員報酬として新しく15万3,000円をお願いいたしております。これは住生活の安定向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るための調査に係るものでございます。11節の消耗品につきましても、この事業に係るものでございます。

28ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費でございます。8節. 報償費に役場別館愛称募集謝礼として新しく5,000円をお願いいたしております。11節. 需用費に消耗品として138万4,000円、18節. 備品購入費に庁用備品として784万8,000円をお願いいたしております。これは先ほどの8節. 報償費と同様に、役場別館開館に向けてのものでございます。

20節. 扶助費に重度身体障害者日常生活用具給付費として195万4,000円の追加をお願いい

たしております。件数の増によるものでございます。また、障害者自立支援給付費として252万円の追加をお願いいたしております。これは歳入で説明を申し上げましたように、障害者福祉サービス計画及び障害児通所サービス計画の増によるものでございます。

次に、28節操出金に国民健康保険特別会計操出金として456万4,000円の追加をお願いいたしております。これは財政安定化支援分の確定のための追加でございます。

29ページをお願いいたします。

3款. 民生費、2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費でございます。1節報酬に子ども・子育て会議委員報酬として新しく11万4,000円をお願いいたします。これは子ども・子育て支援新制度に関する事業計画の策定、進捗管理などについて意見を聞くための会議に係る委員報酬でございます。

19節. 負担金補助及び交付金に保育所緊急整備事業補助金として新しく1億7,036万8,000円をお願いいたしております。これは歳入で説明をいたしましたように、たんぼぼ保育園増改築事業に対するものでございます。補助対象事業費は約2億2,700万円でございます。

30ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、2目. 予防費でございます。11節. 需用費に消耗品として118万5,000円をお願いいたします。これは新型インフルエンザ対策の消毒液等の期限切れによる更新のための費用でございます。

32ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に青年就農給付金として新しく150万円をお願いいたします。これは歳入のところで説明をいたしましたように、青年就農者に対して経営開始型の就農給付金を給付する事業でございます。

5目. 農地費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に農地・水・環境保全向上対策事業補助金として16万3,000円の追加をお願いいたしております。活動組織1組織分の追加でございます。

33ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に商業活性化事業臨時対策補助金として新しく100万円をお願いいたしております。これは商工会がプレミアム付商品券を発行するなどの新たな事業を行うことへの助成でございます。また、

商店街まちづくり事業補助金として新しく20万円をお願いいたしております。これはモール商店街の照明をLED化する事業に対する助成でございます。

34ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費でございます。11節. 需用費に委託料として350万円の追加をお願いいたしております。町道の維持修繕の費用でございます。15節. 工事請負費に町道舗装補修工事として380万円の追加をお願いいたしております。これは秋光久保田線に係る工事費でございます。同じく、町道維持補修工事として1,109万円の追加をお願いいたしております。これは本桜・城の上線外に係る工事費でございます。

続きまして、2目. 道路新設改良費でございます。13節. 委託料に開田・小林線道路改良設計業務委託料として新しく870万円、15節に開田・小林線道路改良工事として新しく3,486万円をお願いいたしております。

35ページをお願いいたします。

8款. 土木費、3項. 都市計画費、3目. 公園費でございます。13節. 委託料に都市公園施設長寿命化計画策定業務委託料として800万2,000円の減額をお願いいたしております。入札減による減額でございます。

15節. 工事請負費に都市計画安全・安心対策緊急総合支援事業工事として930万円の追加をお願いいたしております。需用費増によるものでございます。また、基山総合公園整備附帯工事として205万円の追加もお願いいたしております。

36ページをお願いいたします。

4項. 下水道費、1目. 下水道整備費でございます。28節. 操出金に下水道特別会計操出金として498万6,000円の減額をお願いいたしております。これは下水道特別会計のうちの汚水処理施設事業の減によるものでございます。

39ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費でございます。28節. 操出金に育英資金操出金として3万円をお願いいたしております。歳入のところで説明いたしましたように、育英資金給付金の積立分でございます。

40ページをお願いいたします。

2項. 小学校費、3目. 基山小教育振興費でございます。18節. 備品購入費に教材備品として180万円の減額をお願いいたしております。これは歳入のところで申し上げましたよう

に、予定しておりましたグランドピアノが寄附でいただけることになりましたのでその分の減額でございます。

42ページをお願いいたします。

10款．教育費、4項．社会教育費、3目．文化財保護費でございます。19節．負担金補助及び交付金に古代山城サミット伝統芸能出演負担金として新しく15万円をお願いいたしております。これは高松市で行われます山城サミットへの災払いの派遣費負担金でございます。

4目．歴史民俗資料図書館費でございます。8節．報償費から12節．役務費まで歳入のところで説明をいたしました社会教育活性化支援プログラム委託金に係る経費を新しくお願いいたしております。

13節．委託料でございます。図書館等基本設計業務委託料として1,633万2,000円、図書館等設計支援業務委託料として521万5,000円を新しくお願いいたしております。先ほど説明をいたしましたように、図書館等の建設に係る設計等の業務の部分については本年度と26年度で継続費の設定をお願いいたしております。

44ページをお願いいたします。

12款1項．公債費、2目．利子でございます。22節の償還金利子及び割引料に長期債利子として450万9,000円の減額をお願いいたしております。これは本年度支払利子の確定によるものでございます。

45ページをお願いいたします。

13款．諸支出金、2項．諸費、1目．国県支出金返納金でございます。これは主に24年度の地域生活支援事業外の精算返納分でございます。

46ページをお願いいたします。

14款1項1目．予備費でございます。今回、予備費に56万9,000円の追加をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

以上で一般会計補正予算（第3号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第47号議案の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

第47号議案の平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を行います。

議案書の28ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも9,661万5,000円の追加をお願いし、総額を22億9,931万8,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

まず、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税については、1節から3節までは国民健康保険税の当初賦課額が確定いたしましたので、それに伴い397万3,000円の追加をお願いしております。

次に、1款1項2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても1款1項1目と同様で、1節から3節まで国民健康保険税の当初賦課額が確定いたしましたので、225万6,000円の追加をお願いしております。

次に、4ページをお願いいたします。

3款1項1目の療養給付費等負担金の1節の現年課税分でございます。療養給付費負担金につきましては、歳出2款の一般被保険者の保険給付費と高額療養費の追加をお願いしておりますが、それに応じて国庫負担金が増となりますので、1,335万4,000円の追加をお願いしております。また、介護納付金負担金分につきましては、歳出のほうの介護納付金が平成25年度分の額が確定いたしましたので、それに伴い12万4,000円の更正をお願いしております。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者支援金が平成25年度分が確定いたしましたので、それに伴い17万4,000円の追加をお願いしております。

次に、5ページをお願いいたします。

3款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の普通調整交付金につきましては、歳出2款の一般被保険者の保険給付費と高額療養費の補正をお願いしており、それに伴いまして375万円の追加をお願いしております。

次に、6ページをお願いいたします。

これにつきましては、前期高齢者交付金の交付額が確定いたしましたので、48万5,000円の更正をお願いしております。

次に、7ページをお願いいたします。

6款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の一種交付金につきましては、歳出2款の一般被保険者の保険給付費と高額療養費の増に伴いまして、その分で293万3,000円の追加をお願いしております。

次に、8ページをお願いいたします。

9款1項1目の一般会計繰入金でございます。1節の一般会計繰入金の財政安定化支援事業につきましては、平成25年度の地方交付税が確定いたしましたので、456万3,000円の追加をお願いしております。

次に、9ページをお願いいたします。

10款1項2目のその他繰越金でございます。1節のその他繰越金につきましては、平成24年度分の決算が確定いたしましたので、6,421万1,000円の追加をお願いいたしまして、繰越金の総額が1億421万1,000円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

11款4項1目の一般被保険者第三者納付金でございます。1節の一般被保険者第三者納付金につきましては、7月時点での実績を計上させていただいております。

続きまして、歳出でございます。主なものについて御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費でございます。19節の一般被保険者療養給付費負担金につきましては、平成24年度決算額の15%増額ということでこれからの療養給付費を計算いたしまして、4,214万8,000円の追加をお願いしております。

次に、12ページをお願いいたします。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費でございます。19節の一般被保険者高額療養費補助金につきましては、一般被保険者療養給付費の平成24年決算額の15%増額ということで計算を行い、これからの療養給付費を算定いたしまして、713万9,000円の追加をお願いしております。

次に、13ページをお願いいたします。

3款1項1目の後期高齢者支援金でございます。19節の後期高齢者支援金につきましては、平成25年度分の額が確定いたしましたので14万6,000円の追加をお願いしております。

次に、14ページをお願いいたします。

4款1項1目の前期高齢者納付金でございます。19節の前期高齢者納付金につきましては、

平成24年度分の額が確定いたしましたので、12万1,000円の追加をお願いしております。

次に、15ページをお願いいたします。

6款1項1目の介護納付金でございます。19節の介護納付金につきましては、平成25年度分の額が確定いたしましたので38万7,000円の更正をお願いしております。

次に、16ページをお願いいたします。

8款2項1目の保健衛生普及費でございます。これにつきましては国保のデータベースシステムの更新に伴う追加で、12節の役務費に6万7,000円、18節の備品購入費に36万4,000円の追加をお願いしております。

次に、17ページをお願いいたします。

8款2項2目の疾病予防費でございます。13節、委託料の健康診断委託料のうち、人間ドック委託料の追加分として131万9,000円の追加をお願いしております。

次に、18ページをお願いいたします。

9款1項1目の財政調整基金費でございます。25節の財政調整基金積立金に1,700万円の追加をお願いしております。

次に、19ページをお願いいたします。

19款1項2目の償還金でございます。23節の償還金利子及び割引料の償還金利子及び割引料に2,827万9,000円の追加をお願いしております。内容につきましては、平成24年度分の療養給付費等負担金と療養給付費等交付金に伴う返納金でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

内容につきましては、平成24年度の事務費の精算が確定いたしましたので、その分の返納金でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

12款1項1目の予備費でございます。今回、財源調整のため22万5,000円の追加をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第48号議案の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

第48号議案の平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明をいたします。

議案書の31ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも886万円の追加をお願いし、総額を1億9,859万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

まず、1款1項1目の特別徴収保険料でございます。1節の現年度分につきましては、当初県の広域連合が算定しておりました額で予算計上をさせていただいておりましたが、25年度分の賦課が確定いたしましたので、439万円の追加をお願いしております。

次に、2目の普通徴収保険料でございます。2節の過年度分につきましては、24年度分の滞納繰越額が確定いたしましたので、68万3,000円の追加をお願いしております。

次に、4ページをお願いいたします。

5款1項1目の繰越金でございます。1節の繰越金につきましては、平成24年度決算の歳入歳出差引残高が確定いたしましたので、378万7,000円の追加をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。主なものについて御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19節の負担金補助及び交付金の保険料等納付金につきましては、当初県の広域連合が算定した額で予算を計上させていただいておりましたが、平成25年度分の賦課が確定いたしました関係で、881万4,000円の追加をお願いしております。

次に、6ページをお願いいたします。

4款2項1目の一般会計繰出金でございます。平成24年度分の精算が確定いたしましたので、4万6,000円の追加をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第49号議案の補足説明を求めます。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

第49号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）について補足説明をい

たします。

議案書の34ページでございます。

今回の主な補正は、繰越金の額が確定したことによる基金繰入金及び他会計繰入金の更正と事業費の追加でございます。補正内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

基山町下水道特別会計歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書をお願いします。

初めに、歳入でございます。

3ページをお願いします。

6款1項1目、公共下水道基金繰入金の更正は、基金から繰り入れる人件費相当分を更正するものでございます。

4ページをお願いします。

6款2項1目、公共下水道一般会計繰入金及び2目、汚水処理施設一般会計繰入金の更正は、繰越金の額の確定により更正するものでございます。

5ページをお願いします。

7款1項1目、繰越金の追加は、繰越金の額の確定による追加でございます。

次に、歳出でございます。

6ページをお願いします。

2款1項1目、公共下水道事業費、11節、需用費につきましては基山ニュータウン圧送ポンプの修繕料の追加、13節、委託料につきましては、水質検査項目の追加により委託料を追加するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で各課長の補足説明が終わりましたので、次に、平成24年度各会計の決算についての補足説明を求めます。天本会計管理者。

○会計管理者（天本政人君）

それでは、平成24年度一般会計及び国民健康保険・後期高齢者医療・下水道の各特別会計の決算に係る補足説明を行います。

平成24年度一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令に定めるところにより決算を調整し、一般会計及び特別会計の証書類、その他

政令で定める書類とあわせて町長に提出いたしております。

町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するため、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。後ほど監査委員より意見を付して決算審査報告をしていただきます。

平成24年度各会計の決算を議会の認定に付するため、第50号議案 平成24年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第53号議案 平成24年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4議案において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、決算に関する主要な施策の成果説明書及び監査委員の決算審査意見書を付して提出しております。

また、決算説明資料を決算認定関係資料として提出しております。

決算に関する主要な施策の成果説明書につきましては、先ほど町長が詳しく説明をいたしましたので省かせていただきます。私のほうは実質収支に関する調書、財産に関する調書について説明をいたしたいと思っております。

資料をごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、資料の1ページでございます。

まず、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額55億4,704万8,000円、歳出総額53億8,778万3,000円で、歳入歳出差し引き額が1億5,926万5,000円となっております。平成24年度につきましては翌年度へ繰り越すべき財源が1,086万円ございますので、実質収支額は1億4,840万5,000円となっております。

2ページをお開きください。

国民健康保険特別会計につきましては、実質収支額は1億4,212万2,000円となっております。

次に、3ページでございます。

後期高齢者医療特別会計の実質収支額は378万8,000円となっております。

4ページをお願いします。

下水道特別会計につきましては、歳入歳出の差し引き額が1,232万1,000円となっておりますが、翌年度へ繰り越すべき財源が100万円ございますので、実質収支額が1,132万1,000円となっております。

次に、財産に関する調書について御説明をいたします。

5ページをお開きください。

公有財産の土地及び建物の行政財産につきまして、決算年度中の土地の増減がありますので、その主なものを御説明させていただきます。

まず、公共用財産の公衆用道路1,895.29平方メートルの増につきましては、町道等の寄附や町道本桜・城の上線道路改良に伴います買収及び開発行為等によります帰属による増等でございます。

次に、その他の公園373.13平方メートルの増につきましては、普通財産として計上されているもののうち現況が公園となっている土地について財産区分の変更を行ったものでございます。

次に、普通財産の土地502.30平方メートルの減につきましては、先ほど申し上げました公共用財産のその他の公園や環境保全施設への財産区分の変更などによるものでございます。

また、建物の95.10平方メートルの増につきましては、キャンプ場の炊事場等の台帳登録が漏れておったために平成24年度に新たに登録をさせていただいております。

次に、6ページをお願いします。

山林についてでございますが、山林につきましては決算年度中の面積及び立木の推定蓄積量の増減はございませんでした。

次に、(3)の出資による権利についてでございますが、調書の中でごらんのように決算年度中に増減はございませんが、上から3行目の佐賀県農業公社出捐金につきましては、旧佐賀県農地保有合理事業公社から平成24年4月1日より名称変更となっております。

次に、7ページと8ページをごらんいただきたいと思いますが、物品関係でございますが、物品につきましては50万円以上の物品について計上させていただいておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、基金関係の主なものについて御説明をさせていただきます。

9ページでございます。

まず、上から2行目の減債基金につきましては、平成24年度は繰上償還を実施しておりますので、積立額から繰入額を差し引き6,685万6,000円の減となっております。

それから、資金運用につきましては、最も有利な方法によりこれを保管しなければならないということにされておりますので、平成24年度におきましては有価証券、具体的には国債でございますが、国債による資金運用を実施しております。購入額は合計しますと額面で5億円の国債を4億9,104万9,000円で購入をいたしております。

具体的には、まず中段のところにあります。福祉振興基金でございますが、福祉振興基金が額面2億円の国債を1億9,810万6,000円で平成24年4月に購入しております。次に、公共施設整備基金で額面2億円の国債を1億9,529万5,000円で、文化及び体育振興基金で額面1億円の国債を9,764万8,000円で平成24年8月に購入いたしております。

一般会計は以上です。

特別会計につきましては、国民健康保険財政調整基金に5,309万9,000円を積み立てておまして、年度末残高が1億1,735万7,000円となっております。

次に、10ページから18ページまでにつきましては、会計別決算総括表と款別決算額比較表をつけております。

決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、会計別決算総括表、款別決算額比較表、その他決算説明資料を提出しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、平成24年度各会計の決算についての補足説明をさせていただきましたが、何とぞよろしく御審議賜り認定いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、監査委員による審査報告を求めます。太田代表監査委員。

○代表監査委員（太田博史君）（登壇）

それでは、平成24年度の決算審査の報告をいたします。

1ページに載っている内容と同じなんです。まず、審査の対象ですが、平成24年度の一般会計と3つの特別会計の合計4つの会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書を審査しております。

それから、調書といたしましては、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査しております。

審査の期間ですが、平成25年7月22日から2週間、河野監査委員とともに審査をしております。

次に、審査の方法ですが、4つの会計の決算書及びその附属書類が法令に準拠した様式によって作成されているか、決算の計数は正確か、予算の執行は適正になされているか等につきまして、関係諸帳簿及び証拠書類により照合確認し、関係する職員から補足説明を受けております。また、定期監査、例月現金出納検査の結果も参考にしております。また、各課長からはたくさんの資料の提供を受けております。

次に、審査の結果ですが、4つの会計の決算書及びその附属書類は、いずれも法令に規定された様式に準拠しており、かつ、決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であるものと認めました。

予算の執行につきましては、全般的に適正な事務処理がなされ、おおむね良好な執行状況であると認めました。

なお、預金残高につきましても銀行の残高証明書で合致しておることを確認しております。

以上が決算審査の報告ですが、引き続いて、審査意見書に書いていることのうちポイントの部分だけ補足説明をさせていただきます。

審査意見書では主に財政運営の健全性、決算審査ですから財政運営の健全性について意見を述べさせていただいております。細かいことも書いてはいるんですが、総評を審査意見書の53ページから58ページに、結びとして5項目にまとめて書いております。そのところを補足説明をさせていただきます。

まず、財政状況についてなんですが、7項目について意見を書かせていただいております。

1点目、一般会計ですが、基山町の場合24年度は一般会計と3つの特別会計全てで黒字決算になりました。特別会計につきましては一般会計からの繰り入れもあって黒字になったということもあるんですが、本体の一般会計はこの特別会計の面倒を見て、しかも本体自体も最終的に実質収支で1億4,800万円の黒字となっております。

市町村によりましては、歳入が不足すると予想される場合には財政調整基金を取り崩して歳入の不足分に充てるということをしているところもあるんですけども、基山町の場合はそういうこともしておりませんし、全ての会計で黒字決算なったということは、町全体の予算の管理執行がきちんとできた、財政運営の基本は確保できたと言えると思います。

2点目、国民健康保険特別会計ですが、国民健康保険特別会計は、保険給付費、医療費です。この負担が非常に大きいということで全国的に財政状態が非常に厳しい状態にあります。佐賀県の場合も20市町あるんですが、そのうちの半分の10市町で赤字という状況になっております。基山町の場合は保険給付費が前年より1億3,000万円ほど減ったということもあるんですが、一般会計の繰り入れは8,900万円だったんですが、実質収支で1億400万円の黒字決算となっております。

今後、高齢化に伴いまして医療費はさらに膨らむと予想されますけれども、赤字になって結局は保険税を値上げせざるを得ないというような事態は可能な限り避けるよう、医療費の

増加を抑えるためのあらゆる考えられる対策を地道に継続して実行していただきたいと思えます。

3番目、下水道特別会計ですが、下水道特別会計は一般会計より1億3,600万円の繰り入れがあったんですが、最終的に実質収支で1,100万円の黒字になっております。そして、この下水道特別会計は27年4月から公営企業会計への移行を計画して進められています。この公営企業になりますと、企業として独立採算の経営が基本になります。ということは、歳入が不足したからといって下水道料金を値上げするとかということもそう簡単にはいきませんし、かといって、じゃ、一般会計から繰り入れるかと、それも問題があると思えます。施設の更新に備えて基金の積み立てをどうするか等々いろんな問題があると思えます。必要な財源を確保するための経営計画を的確に策定して、着実に実行していくことが必要と考えます。

次に、町債残高にいきます。借入金、借金の件ですが、基山町の財政健全化を考えますときに、この町債残高、借入金というのが私は最も重要な指標というふうに考えております。借入金の残高は24年度末で61億3,600万円で、これは毎年順調に減ってきております。10年前に比べますと10億円ほど減っております。これは町長の方針どおり、財政健全化に向かっているということが言えると思えます。

1人当たりの借金、借入金を見てみますと、23年度の数字なんですけれども、基山町が1人当たりの借金が36万8,000円で、県内で6番目に少ない数字になっています。全国市町村では43万3,000円になっていまして、全国よりも少ない数字にはなっています。国なんかはこの前発表していましたように1人当たり792万円というけた違いの借金、基山町の20倍ぐらいになりますけれども、そういうのに比べるともちろん少ないんですけれども、全国を見ても多いとは言えないんですが、そもそも日本の地方公共団体というのは他国に比べたら突出して多いです。民間企業なんかに比べても、倍以上基山町でも多いと思えます。安易に借金をしないというのが財政健全化の鉄則ですので、今後も町債の発行につきましてはできるだけ抑制していただきたいと考えます。

それから、財政力指数ですが、一般的に財政力指数というのは地方公共団体の豊かさの指標とされております。23年度の数字ですが、24年度はまだ出ていないので23年度のなんですけれども、基山町は県内では玄海町と鳥栖市に次いで第3位になっております。類似団体、基山町と同じ規模ぐらいのところなんです、ここ82のうちの17位、上位20%ぐらいの位置にはあります。この指標の標準は1なんです、玄海町が1.384です。鳥栖市が2番で0.915、

基山が3番で0.676、4位は佐賀市で0.635ということになっています。基山町は鳥栖市に比べるとまだまだ差は開けられて、3位ですけれども低いということになっています。この指数を上げるのは実質財源をふやすということになります。基山町の場合ですと、町民税と固定資産税が主なんですが、ここら辺をふやすということが財政力指数を上げるということになります。

それから、財政調整基金についてですが、この財政調整基金というのはその自治体の財政運営の基本姿勢を見る格好の材料になると考えられています。いわば何でも使える貯金と考えていいと思いますが、基山町の場合24年度末で4億5,200万円で、これは県内では19位、ブービーです。他市町村に比べて少ない積立金になっているということですね。先ほどの財政課長の話で7,500万円積み立てるとということなので、これでいいのかどうかははっきりしませんけれども、要は災害とか臨時の出費に備えるためにはもっと積み立てたほうがいいのかなというふうに考えます。

大きい2点目、歳入についてですが、歳入についていかにしてふやすかと、歳入をいかにふやすかということについて5項目意見を述べさせていただいております。

まず、町民税ですが、24年度は歳入の項目がほとんど大きく減少している中で、町民税は前年度に比べ9,200万円の増収になっています。この24年度大きく増収になった要因なんですが、個人住民税については、子ども手当をもらった人がその子供の扶養控除ができなくなりました。ここで住民税がふえたということです。それから、法人住民税につきましては、流通業者を中心とした法人の所得がふえたということらしいです。

次、雑入にいきます。歳入の項目のうちどこにも入らないものが雑入に集められていますが、24年度はこれが52件で5,800万円の歳入として収入されております。これらの雑入の項目というのは予算額が計上されていないんですね。いないんですが、管理はよりシビアにさせていただいて、この項目についても歳入増につなげていただきたいなということで書かせていただいております。

次に、その雑入の中なんですが、広告料収入というのがあります。これが23年度は133万5,000円、24年度が81万4,000円と減っております。この広告料収入で歳入増を図っています地方自治体はかなりあります。収入を上げる方法はいろいろ考えられますので、この広告料収入につきましても、雑入の中ではなくて独立した項目として歳入の予算額を計上して、歳入増につなげることを検討していただきたいなと思います。

それから、公有財産の有効利用です。財源確保の1つの手段として、未利用地の売却等の処分や公有施設の貸付についても検討いただきたいということで書いております。公有財産というのは、本来住民福祉を実現するための手段として利用するために所有するものと規定されております。ですから、将来の利用計画がないまま所有し続けるというのはできるだけやめるべきだと考えます。

23年度に土地を温浴施設に売却していますけれども、あのように民間企業に移転すれば今間にかかっていた維持管理費というのはなくなりますし、固定資産税が今後永久的に入ることとなります。あの場合ですと入湯税も入りますし法人住民税も入ってくるようになります。それから、売却代金を基金として積み立てていますけれども、それも将来の投資に使えるということになると思います。

ほかの自治体でも、例えばインターネットオークションで公有地を売却したとか利用度が少なかった町所有の公園を売却したということがあります。どうか御検討をお願いしたいと思います。

次に、歳出についてですが、歳出を削減する方法について意見を4項目書かせていただいています。

1点目、補助金の交付ですが、24年度は補助金として合計で1億5,400万円交付をしています。補助金についてはことしの1月の定期監査で監査をしましたが、今回決算審査でもそれをフォローさせてもらいました。補助金を交付している団体からは年度末に決算書とか実績報告書等というのはきちんと提出されてはいるんですが、そのときにほとんどの団体で事業の成果の説明を求めています。担当課長からは成果の報告を文書でもらったものもあるのはあるんですが、ほとんどの団体でその交付する目的、成果の確認が不十分だというのが現状だと思われました。

公益上必要がある場合においては補助金を交付することができるということが規定されていますけれども、それは町長及び議会が客観的にも公益上必要であると認められなければならないということになっております。補助金は交付することが目的ではありません。その補助事業は何のために行うのか、成果は何か、を評価の基準に置かなければ意味がないと私は考えます。そうすることで手段としての補助金が有効に機能しているのがわかるのだと思います。特に長い間継続して補助金を交付しているものにつきましては、事業の成果、目的の確認をお願いしたいと思います。

次に、委託料の見直しです。委託料につきましては、24年度は小さいのも含めて206件ありまして、金額にして4億5,900万円と非常に多額な金額が歳出されております。委託料についても定期監査でチェックをしたんですが、見積もり内容を厳格に査定することによって相当のコストダウンができたというようなケースもありました。次の委託先との契約更改時には、契約内容をよく勉強してもらって、仕事の品質を確保の上でどうしたらコストダウンできるかということをご委託先と共同で研究・協議を進めてほしいと思います。

それから、借入金の利子にいきます。借入金、町債ですね。この利子は町債が減っていますので毎年減少しています。24年度は前年より1,500万円減っています。10年前に比べますと何と9,400万円も減っております。それでも24年度は1億1,600万円の多額の利子が支払われている。この利子は歳出で公債費の一部になって公表されているので非常にわかりにくいんですが、現実はいくらぐらい大きな利子が支払われているということです。

ことしの4月19日の西日本新聞の一面に、大分県で「利息損失8億円」という新聞記事が、外部監査でわかったということが載っていました。これは職員用の住宅を建設するために長期で借入れをしたんだけど、その後、金利が低くなっても借りかえや繰上償還をしなかったために、10年間ですけれども8億円の金利負担増になったという外部監査の結果が新聞記事になっておりました。

基山町の場合は24年度も町債の繰上償還を実施してまして、将来支払い予定の金利2,100万円が削減できたということで、基山町はさすがに監査で指摘される前にきちんと実施していたということになります。

この繰上償還に充てるために減債基金というのがありますが、基山町の場合は24年度末で2億円でありまして、県内では14位とまだ少ない金額になっております。この積立金も増額していただいて、さらに繰上償還に挑戦してほしいと思います。この借入金と利子については、私のほうも今後対応を注視していきます。

それから、業務改善ですが、2点目の決算資料の活用についてです。決算の目的は1年間の行政実績を的確に捉え、予算と対比し、その適否を検討し、将来の財政計画の資料とするというふうに私は考えます。決算の分析結果を次年度の財政計画にどう生かしたかが問われることとなります。次年度の予算編成にどう生かしたかを、予算特別委員会というのがありますね、そこで説明するようになっていただけたらなと考えます。

特に、来年度の4月から消費税が上がるということが、これは多分上がると思うんですが、

基山町の場合は下水道特別会計というのはこの消費税の申告を行っているんですね。だから、これは影響はほとんどないと思われるんですが、一般会計の場合は消費税の申告というのはしておりませんので、消費税が課税される分については4月から3%歳出がふえるということに単純にすればなります。これらを考慮した計算根拠を示していただいて、予算額の審議をお願いしたいなというふうに考えます。

それから、5点目、将来に向けてということで2件提案させていただいております。

投資的経費のうち普通建設事業費についてなんですが、これが年々大きく減少しております。22年度は5億700万円あったんですが、23年度は3億7,000万円、24年度は3億3,300万円と大きく減少しております。大きな投資事業を減らしたということなんですが、やはり将来に希望が持てるまちづくりにするための投資というのは必要じゃないかなと思います。政府が経済財政運営の基本方針となる骨太方針で、経済活性化や歳出削減に取り組んだ地方の交付税を優遇するという旨を発表しております。この政府の方針に合致して基山の将来のための投資というのはどんな事業があるのか議論して具体化してほしいなと考えます。

それから、最後に、複式簿記会計導入の提案です。基山町の場合は複式簿記導入に抵抗感を持つ職員の方が依然多いんですけれども、先日、総務省のほうから民間企業並みの複式簿記を5年以内に完備するよう取り組みをお願いするというのが出ました。それで、今回私のほうも思い切って提案させていただきました。

複式簿記導入のメリットとしましては、財政破綻の防止、コスト意識の向上、財政状態の正確な把握、住民への説明責任を果たす等々があります。今、全国の公会計制度改革を牽引しているのは東京都なんですけれども、その東京都の前の知事の石原慎太郎さんが本の中で言っているんですが、「東京都は私の代になって発生主義複式簿記に一新した。私が東京都を預かるようになってやったことの中で一番大きな改革はこれだと思っている」ということを言っています。

以上です。

日程第20 報告第6号

○議長（鳥飼勝美君）

次に、日程第20. 報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とします。

これより報告を求めます。大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要を御説明いたします。

教育委員会の事務事業点検及び評価制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされています。

このため、本町教育委員会では、平成24年度事務事業について点検及び評価を行うため、本町教育委員会の概要、活動実績並びに平成24年度基山町教育委員会の基本方針の各重点目標の評価について、取り組みと成果、自己評価、課題と今後の方向性について、事務事業の点検及び評価を別添のとおりとりまとめました。

また、報告書については、同法第27条第2項の規定に、「事務事業の点検及び評価を行うに際し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されています。このため、学識経験を有する3名の方に、平成24年度教育委員会事務事業点検・評価報告書についての御意見をお伺いいたしました。

それでは、本報告書の内容を説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

1 ページは、教育委員会の事務事業の点検及び評価制度について説明をしております。

2 ページをお願いいたします。

2 ページは、教育委員会の概要について記載しております。

3 ページをお願いいたします。

3 ページから4 ページにかけて、平成24年度の教育委員会の会議において審議した議案及びその結果と教育委員会の活動実績を記載しております。

5 ページをお願いいたします。

5 ページは、事務事業の評価の方法及び点検、評価に関する意見を伺った有識者について記載しております。

6 ページをお願いいたします。

6 ページに、主要施策の評価として、平成24年度基山町教育方針の重点目標を記載し、これに基づいて7 ページから48 ページまで、それぞれ施策の目標と取り組み状況と成果、自己評価、課題と今後の方向性について記載しております。

今年度も、②の取り組みと成果、③自己評価、④課題と今後の方向性については、該当する項目で各学校、係ごとにそれぞれ詳しく表記しております。

49ページをお願いいたします。

49ページから、平成24年度教育委員会事務事業点検・評価に関する有識者会議における意見書ということで、7月23日の有識者会議において御意見をお伺いし、その意見を取りまとめた意見書を添付しております。

以上で報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

日程第21 決算特別委員会の設置について

○議長（鳥飼勝美君）

次に、日程第21. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。基山町議会委員会条例第4条の規定により今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により決算特別委員会の委員の数を11名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

次に、決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に、神前輔行議員、久保山義明議員、牧菌綾子議員、木村照夫議員、河野保久議員、重松一徳議員、後藤信八議員、大山勝代議員、品川義則議員、林博文議員、松石信男議員を指名します。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後0時24分 散会～